

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第五十号

災害復旧耕地事業補助規程（昭和二十二年十一月鳥取県規則第四十五号）は、廢止する。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第十一号

衛 生 部 長
各 保 健 所 長
衛 生 研 究 所 長

昭和二十五年十二月鳥取県訓令甲第二十八号「鳥取県保

昭和二十六年八月十七日 金 曜 日
第二千二百三十六号

健所及び衛生研究所使用料、手数料條例に規定する知事の定める使用料、手数料の額」にかかわらず使用料、手数料の額の中性病治療にかぎり昭和二十六年九月一日から同年九月七日までの間は昭和十八年厚生省告示第六十六号「健康保險及び船員保險の療養に要する費用並びに國民健康保險組合の事業を行う法人の請求すべき費用の額の算定方法」にもとずいて算定するものはその算出額の四割、次にサルチルサン蒼鉛液、マハルゾール、ネオアルゼノベンゾールの注射料は三割、梅毒血液反応検査料は集團妊婦を問はず三十円とする。但し船員保險の被保險者及びその被扶養者（配偶者）のみの梅毒血液反応検査については昭和二十六年九月一日から同年九月三十日までの間とする。

昭和二十六年八月十七日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

告示

鳥取縣告示第三百六十六号

学校教育法第四條及び第八十三條により各種学校の設置及び廃止を次のように認可した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、設置認可

倉吉文化服装学院 鳥取県東伯郡倉吉町大字明 山内絹子 治町一、〇二二番地

鳥取県自動車技術員養成所 田一三七番地 大字岡 山本晴人

認可年月日 昭和二十六年八月十日

二、廃止認可

鈴ヶ野高等洋裁学院 鳥取県東伯郡浦安町大字逢 菊本俊正 東一の七五番地

昭和洋裁学院 鳥取市湯所町一六番地 前田庸晴

廃止年月日 昭和二十六年三月三十一日

鳥取縣告示第三百六十八号

府県道倉吉津山線の一部道路の区域を次の通り変更し変更区域をもつてその区域と定め告示の日より供用を開始する。但し従来の道路及びその附属物は告示の日より供用を廃止する。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

現在路線

変更路線

東伯郡倉吉町大字円谷東天地二六次一地向より同町円谷字天神州二一ノ一番地先を経て東伯郡倉吉町大字円谷字天神州六ノ二〇番地先に至る。

東伯郡倉吉町大字円谷字東天地二六次一番地向より東伯郡倉吉町大字円谷字天神州二一ノ一番地先を経て東伯郡倉吉町大字円谷字天神州六ノ二〇番地先に至る。

鳥取縣告示第三百六十九号

農地及び農業用施設災害復旧事業県費補助規程(昭和二十

十六年一月鳥取県告示第二十八号)は廃止する。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百七十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量(%)	住所氏名
鳥取県第一九一	五、菜種油粕	窒素 全量 四、五 磷酸 全量 二、〇 加里 全量 一、〇	日野郡根雨町大字根雨三七三 後藤 隆壽
第一九二	八〇、〇 生石灰	有效石灰 八〇、〇%	八頭郡安部村大字新興寺六二 小林 芳実

鳥取縣告示第三百七十一号

昭和二十六年度第三回助産婦、看護婦試験を次のように実施する。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、試験期日と施行場所

助産婦	学説	時間	実施場所
昭和二十六年八月二十四日	学説	午前九時より	鳥取市西町鳥取家政高等学校
八月三十一日	学説	"	鳥取市東町鳥取県会議事堂
八月二十九日	看護婦	"	"
八月三十日	学説	"	"

二、願書提出期限と添付書類等

昭和二十六年八月二十一日までに願書に次の書類その他を添えて衛生部医務課に提出すること。但し郵送の場合は昭和二十六年八月二十一日附の消印のあるものは受付ける。

1、履歴書

2、戸籍抄本

00378

- 3、助産婦又は看護婦各々の學術を一年以上修めた証書または証明書
- 4、健康診断書、
- 5、手札型寫眞一葉(六箇月以内に寫した正面上半身のもの)
- 6、手数料(助産婦については二〇〇円、看護婦については二五〇円を現金又は小替爲で納めること)
- 三、願書受けを了つた者に対しては受験票を送付する。
- 四、試験に関する照会は郵便料を添えること。

◇鳥取縣告示第三百七十二号

助産婦名簿に次の者を登録した。
昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡倉吉町新町三丁目二、二九七番地一
現住所 〃 〃 越中町一、一〇ノ六番地

登録年月日 昭和二十六年八月十日
登録番号 第一、五五八号

田 中 靜 子
明治四十一年十二月一日生

◇鳥取縣告示第三百七十三号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。
昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

前本籍地 西伯郡名和村大字加茂二八七番地
現本籍地 東伯郡八橋町大字笠見四四番地
及び住所地

昭和二十六年三月十六日離婚により旧姓「谷口」を「戸田」へ並びに本籍地変更により同年八月七日名簿訂正方願い出により同年八月十日訂正

戸 田 ゆ き 子
大正十二年六月二十八日生

前住所 東伯郡中北條大字江北五四三番地
現住所 鳥取市東品治町一六九 松岡馨方

昭和二十六年七月十八日住所変更により同年同月二十日名簿訂正方願い出により同年八月十日訂正

00379

◇鳥取縣告示第三百七十四号

助産婦名簿から次の者を取消した。
昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

本籍 島根県大原郡大東町大字仁和寺一九一番地
住所 日野郡溝口町大字溝口四三〇番地

昭和二十六年八月六日島根県へ転出により同年同月同日名簿取消方願い出により同年八月十日取消

生 田 敏 子
大正五年十二月一日生

前住所 気高郡浜村町浜村五三番地
現住所 鳥取市立川町四丁目一五九番地

昭和二十六年七月十八日住所変更により同年同月二十六日名簿訂正方願い出により同年八月十日訂正

遊 佐 ふ じ 代
明治二十六年十一月二十日生

稻 田 貞 子
大正七年二月十三日生

本籍 鳥取市今町一丁目七〇番地
住所 鳥取市今町一丁目七〇番地

昭和二十六年一月二十五日死亡により同年七月十五日名簿取消方願い出により同年八月十日取消

前 田 ふ さ
明治三十四年一月十三日生

本籍 東伯郡北谷村大字沢谷一八三番地
住所 同

昭和二十六年七月二十四日死亡により同年八月十日名簿取消方願い出により同年八月十日取消

治 郎 丸 た か
明治十七年十月十九日生

◇鳥取縣告示第三百七十五号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十二の規定に基き條例の

制定を認可した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 一、認可年月日
八頭郡大御門村 昭和二十六年七月十三日

鳥取縣告示第三百七十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十六年七月二十四日変更登録した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名
------	-------	--------	-----------	-------

鳥取県知事登録第一号	昭和十四年十月十日	元鳥取市東品治町元一〇ノ三番地	元鳥取市東品治町元一〇ノ三番地	生駒富雄
鳥取県知事登録第一号	昭和十四年十月十日	有限会社 改八頭郡用瀬町用瀬二五番地	改八頭郡用瀬町用瀬二五番地	池本義雄
鳥取県知事登録第一号	昭和十五年三月十日	富士建設株式会社 目七三番地	米子市角盤町二丁目七三番地	元 青戸 誠 改 稻田 勉

鳥取縣告示第三百七十七号

昭和十八年二月厚生省告示第六十六号（健康保険法及船員保険法ノ規定ニヨル療養ニ要スル費用ノ額ノ算定方法）に基く完全給食の実施を次の通り承認した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設名	所在地	対称	承認年月日	承認番号
岡山大学医学部	東伯郡	施設の全部について	昭和二十六年六月一日	食第八号
附屬病院三朝分院	三朝村			

農地委員會告示

鳥取縣農地委員會告示第六号

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三十一條及び第三十七條の規定により未墾地買収計画を次の通り定めた。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣農地委員會

自作農創設特別措置法第三十一條の規定によるもの
買収計画番号第四六号 竹田地区未墾地買収土地所在

買収期日 昭和二十六年十一月一日

郡名	村名	大字	字	地番	台帳現況	面積	積算	所有者住所	氏名	摘要
----	----	----	---	----	------	----	----	-------	----	----

鳥取	東竹田	田代	築出	一田	山林	三、一七〇、〇〇〇	七三、〇〇〇	東伯郡倉吉町大字駄経寺一〇七番地一	山本 潔	
"	"	"	"	"	一次一原野	六、二四〇	一三九、二六	竹田村竹田村		
"	"	"	"	"	二田	六、一四〇	一三三、一五〇	東伯郡竹田村大字田代五八五番地	西村喜代三	
"	"	"	"	"	二、一原野	一七、七〇二	三、六二六、三九	竹田村竹田村		
"	"	"	"	"	成林	六、六五	一、三三七、一〇〇	東伯郡竹田村大字田代五二〇番地	小椋 常政	
"	"	"	"	"	六六六	一、二二〇	一、二五九、四八	同郡同村大字田代三番屋敷	西村 喜平	
"	"	"	"	"	六六九	五、三三二	一、一〇〇、三九	同郡同村大字田代三番屋敷	坂出 栄吉	
"	"	"	"	"	六七〇	八、二二	一七二、〇三	同郡倉吉町大字駄経寺一〇七番地一	山本 潔	

00384

買收計画番号第九号一ノ二 溝口外二地区未墾地買收土地

県郡村大字	字	地番	地目	面積	積算	対価	住	氏名	摘要
-------	---	----	----	----	----	----	---	----	----

鳥取	溝口	金屋	水無	四ノ	原野	原野	二、〇〇〇	反歩	〇〇〇	〇〇〇	日野郡八郷村	岡田作次郎	元地四ノ二、二一八
取野	町	谷	原	二ノ	原野	原野	二、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	日野郡八郷村	岡田作次郎	反歩一ノ八

〃	〃	八郷	小林	向	南	八七ノ	〃	〃	〃	〃	日野郡八郷村	眞野隆治	各人持分
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五ノ	〃	〃	〃	〃	大字眞野	外二十二名	一ノ

計

一〇、〇〇〇
〇〇〇
二、〇四八、〇〇〇

自作農創設特別措置法第三十七條の規定によるもの 買收期日 昭和二十六年十一月一日

買收計画番号第四五号ノ三 社、灘手地区未墾地買收土地所在

県郡村大字	字	地番	地目	面積	積算	対価	住	氏名	摘要
-------	---	----	----	----	----	----	---	----	----

鳥取	東灘	北一反	三七六	山林	山林	二、〇〇〇	八九六、〇〇〇	一〇、八三五、〇〇〇	東伯郡下北條	日置	治左衛門	〃
取野	手面	半田	〃	〃	〃	二、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、七七二、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

六反一ノ二
筆歩ノ内分

00385

買收計画番号第九号一ノ二 溝口外二地区未墾地買收土地

県郡村大字	字	地番	地目	面積	積算	対価	住	氏名	摘要
-------	---	----	----	----	----	----	---	----	----

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

計

一〇、〇〇〇
〇〇〇
二、〇四八、〇〇〇

自作農創設特別措置法第三十七條の規定によるもの 買收期日 昭和二十六年十一月一日

買收計画番号第四五号ノ三 社、灘手地区未墾地買收土地所在

県郡村大字	字	地番	地目	面積	積算	対価	住	氏名	摘要
-------	---	----	----	----	----	----	---	----	----

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

六反一ノ二
筆歩ノ内分

別大 六五二ノ一 〃 一二、五〇〇、一四、七九二、九六 東伯郡灘手村 吉田久太郎 一二反五ノ内分

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

計

四〇、七〇四
〇四
四四、二五三、六七

買收計画番号第四号一ノ四 高城地区未墾地買收土地所在

00386

県郡村	大字	地番	台帳現況	面積	單對	価	額	住	所	氏名	摘要
鳥取	東高	榎笑	四一	山林	五、三二五	五七六、〇〇	三、〇八一、	東伯郡高城村	田村	岩雄	七反八一
取伯	城	谷西	〇	〇	〇	〇	六〇	大字服部二三	〇	〇	五分筆
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計											
買收計画番号第四七号 津ノ井村代地未墾地買收土地所在											
鳥取	東高	榎笑	四一	山林	五、三二五	五七六、〇〇	三、〇八一、	東伯郡高城村	田村	岩雄	七反八一
取伯	城	谷西	〇	〇	〇	〇	六〇	大字服部二三	〇	〇	五分筆
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計											
買收計画番号第四七号 津ノ井村代地未墾地買收土地所在											

県郡村	大字	地番	台帳現況	面積	單對	価	額	住	所	氏名	摘要
鳥取	東高	榎笑	四一	山林	五、三二五	五七六、〇〇	三、〇八一、	東伯郡高城村	田村	岩雄	七反八一
取伯	城	谷西	〇	〇	〇	〇	六〇	大字服部二三	〇	〇	五分筆
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計											
買收計画番号第四七号 津ノ井村代地未墾地買收土地所在											
鳥取	東高	榎笑	四一	山林	五、三二五	五七六、〇〇	三、〇八一、	東伯郡高城村	田村	岩雄	七反八一
取伯	城	谷西	〇	〇	〇	〇	六〇	大字服部二三	〇	〇	五分筆
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計											
買收計画番号第四七号 津ノ井村代地未墾地買收土地所在											

00387

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計											

正 誤

昭和二十六年七月六日鳥取県告示第二百九十六号中誤植があるので次のように訂正する。

- | | | | |
|----|----|--------------|--------------|
| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
| 一 | 一 | 鳥取県告示第二百九十六号 | 鳥取県告示第二百九十五号 |
| 一五 | 一四 | 伯郡光徳村大字小竹七〇〇 | 鳥取市川端一丁目四三三 |
| | | 二宮諒助 | 松本正直 |